

関釜裁判ニュース

2001年2月25日発行 100円

第35号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十二月、韓国釜山市などの元日本軍「慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の公式謝罪と賠償を求めて提起した裁判である。九八年四月、「慰安婦」原告に一部勝訴判決がでたが、現在、広島高裁で係争中である。

判決を前にして

花房俊雄

昨年十二月十八日の第九回口頭弁論で広島における控訴審は結審しました。判決日は未定です。

結審の報告のため、二月十日から四日間訪韓し、河順女（ハ・スンニョ）さんの墓参りと、他の原告九人に会ってきました。李順徳（イ・スンドク）さんは病の床についており、朴SU（パク・SU）さんの不眠症による心身の消耗は痛ましい状態でした。総じて老いと病が進み、判決を前に原告たちの心は揺れていました。そうした中でも、「八割だめでも、二割の希望があるのだから」とVサインを指し出した朴SU（パク・

SU）さんの姿に、判決への原告たちの切実な気持ちが凝縮されているように感じました。

一方二月二十日に新たに約八万五千筆の署名を裁判所に提出し、前回と併せて二二万筆に迫ろうとしています。さらに続々と署名が集まっています。日韓の市民の中に判決に向かって熱く切実な期待が広がっているのをひしひしと感じます。署名に努力してくださいましたすべての皆様に深く感謝いたします。

◆控訴審を振り返って

さてここで、判決を前にして二年間の控



姜Y0さんの自宅で（2月10日）

訴審を振り返っておきましょう。

第一に多くの人の支えで充実した控訴審への取り組みができました。第一回から八回口頭弁論まで毎回原告たちが出廷し、被害の事実と誇りの回復を訴えてきました。勤労挺身隊原告・朴S.O.さんを始め原告たちは被害事実の意味を深め、誇りの回復への思いをよりラジカルにし、長く続く裁判で希望をもち続けてきました。そうした原告たちの姿が何よりもわたしたち支援者を鼓舞してきました。

また尹貞玉(ユン・ジョンオク)先生の証言やPTSD診断書の提出を通して、「慰安婦」問題の全体像と原告たちの被害の後遺症の深刻さを訴える事ができました。控訴審の第一目標の「裁判官に被害の事実と原告の思いをしっかりと認識してもらう」は達成し得たと思います。毎回原告たちをお呼びすることが出来たのも、多くの会員の皆様の会費や緊急カンパの熱い支援によるものでした。心から感謝いたします。

また控訴審を通して傍聴席にあふれる支援者の参加が続いたことは、裁判官をして関釜裁判への国内外の関心と期待の高さをひしひしと感じさせ得たと思います。そし

て何より原告たちを勇気づけてきました。

第二に弁護団による法的主張もより深められてきました。主たる法的主張の「道義的国家たるべき義務」が履行されてない戦後責任を鮮明にし、勤労挺身隊原告も「慰安婦」原告と等しく、いやそれ以上に被害の継続が深刻であることを皇民化教育での民族的アイデンティティーの喪失とPTSDの深刻さを通して主張してきました。「立法不作為」の法的主張に国側が、一九八五年最高裁判決を唯一の根拠に一審判決を覆す主張をするのに対して、弁護団は立法不作為の判例を歴史的に洗い直し、最高裁判例の人権感覚の希薄さを明らかにし、裁判官に勇気をもつて最高裁判例を乗り越える判決を求める主張をしてきました。一審判決を維持し乗り越えようとする弁護団の執念は準備書面にあふれています。

第三に控訴審でついに「慰安婦」原告の河順女さんの訃報を聞くことになりました。李順徳さんも一昨年夏、四時間呼吸が停止し奇跡的に生還されました。勤労挺身隊原告の中でも幼かった朴S.U.さん、朴S.O.さんは心身の後遺症が重く様々な病状に苦しんでいます。病気で一度も出廷できなかった

た鄭水蓮(ジョン・スヨン)さんの病状も気になります。全体として原告たちの老いと病が進み、「生きているうちに解決をしてほしい」との訴えが切実さをもって迫ってきます。

第四に戦後補償全体の動きは徐々にではあれ前進して来ています。昨年七月、富山の不二越を相手取った元勤労挺身隊員らによる訴訟が最高裁で和解し八人一団体にたいて三千万円以上の解決金が支払われました。関釜裁判の不二越の元勤労挺身隊原告三人をはじめ、他の被害者たちにも企業からの補償の可能性が出てきました。

アメリカでの対企業訴訟で強制労働被害者側が敗訴した影響で不二越は強気の態度に変じたため、今後の取り組みを検討中です。またドイツが昨年、百万人以上の強制労働被害者に政府と企業共同で「記憶・責任・未来」基金を作って補償に乗り出したこと、東京高裁で花岡事件の中国人強制労働被害者と鹿島建設の間で和解が成立したことも、有利な条件です。

一審判決で「慰安婦」被害者への賠償立法を命じた影響は大きく、国内の六つの「慰安婦」裁判弁護団の手で、「戦時性的強制被

「慰安婦」問題解決促進法案を昨秋臨時国会に提出し、委員会でも民主党案の趣旨説明がされるといふ画期的事態まで進みました。立法解決に向けての動きが本格化してきています。

一方昨年末、フィリピン、在日の「慰安婦」訴訟の東京高裁判決では共に敗訴しました。立法不作為の請求は共に八五年最高裁判例に基づき棄却されました。敗訴のなかでも、在日の慰安婦裁判で「慰安婦」制度は当時の国際法に違反しているとの見解がしめされたことは一歩前進でした。とは言え、国を相手にした戦後補償裁判の厳しさ^あはいかかわらず、上に行くほど権威に弱い司法制度の中で、広島高裁の裁判官が東京高裁の判決を乗り越える事はよほどの勇気がいることも事実です。

しかし控訴審を振り返って見たように、原告も弁護士も支援者も懸命の取り組みをしてきました。また判決を迎える地元広島や福山の支える会は「ナヌムの家」三部作の上映会や街頭署名で、世論の関心を高める取り組みをしています。わたしたちは悔

いのないよう詰め取り組みを強めながら、祈る思いで判決日を迎えようとしています。

◆立法運動への変わらぬ支援を

早ければ今春三〜四月に判決は予想されます。判決の内容がどのようなにしろ最高裁に上告される事が予想されます。最高裁では書類審査だけで、口頭弁論は開かれませんが、原告たちが裁判で来日するのは判決日をもって最後になるかも知れません。判決には私たちもこぞって参加し、喜びも悲しみも怒りも原告たちと共有しましょう。原告の来日、口頭弁論、傍聴を軸とした私たちの裁判支援運動は判決をもって終了します。後は原告たちが生きていくうちに解決を見られるように、立法解決に支援する会は全力を傾けることとなります。

戦後補償の前提となる被害の事実を明らかにし、国会をして過去の克服に向かい合わせる真相究明法Ⅱ「国立国会図書館法の一部改正法案」は現在衆議院で継続審議扱いです。昨年末、ついに成立したアメリカの「日本帝国政府情報公開法」に基づき、七三一部隊による人体実験、細菌戦、ある

いは南京大虐殺、「慰安婦」問題、強制連行に関する資料の調査が進んでいます。今年中に資料が情報公開される予定で、それまでに日本での情報公開法が成立していないと日本政府は国際的体面を失する事態になるでしょう。

「慰安婦」被害者への謝罪と個人補償を求める解決法案は野党三党により通常国会に再上程されます。審議・成立を望む広範な市民の声を関係議員に集中する取り組みが求められます。

一方、富山にも出向き、不二越を相手にした勤労挺身隊被害者への個人補償を求める運動に、原告と共に取り組むことになるでしょう。

立法解決や対企業闘争へと支援する会の運動はシフトして行きますが、解決の日まで変わらぬご支援をよろしく願います。



SO はあらん。

第九回口頭弁論報告

日原広志

いよいよ結審となる二月一八日の広島高裁には約五〇名の支援者が各地より詰めかけた。今回は、双方が土壇場になって付加してきた「新たな法的主張」(すなわち、一番原告側の「立法不作為違憲確認請求」と一番被告国側の「日韓協定で解決済み論」)に対する、それぞれの反論提出のみということ、一番原告ハルモニたちの参加はなし。裁判は山本弁護士による「反論」(準備書面)要旨陳述と、李弁護士による最終意見陳述の二つを以て三〇分で終了した。

山本弁護士は冒頭で、一番被告による「解決済み」論が国際的には恥の上塗りであり、国内的にはひいきの引き倒しであることを明らかにした後、具体的に「解決済み」論の矛盾を順を追って突き、明解に論破していった。以下はその反論要旨。

1. 国連人権委員会においては、「日韓協定はあくまでも経済協力についての協定であって、被害者の人権問題に関するものでは

ない」こと、さらに「慰安婦」問題は討議もされなかった」ことが確認されており、日本政府の「解決済み」論は一蹴されている。クマラスワミ報告やマクドゥーガル報告でも同様である。

2. 国内に目を転じると、たしかに「解決済み」論は繰り返されて来たものの、実は国会においてさえ、九一年を境に軌道修正を迫られている。それは、シベリア抑留者の対ソ請求権に関して「日ソ共同宣言における請求権の放棄というものは、国家自身の請求権及び外交保護権の放棄のことであり、個人の請求権までも放棄したものである」とした事に端を発するが、政府は、以後日韓協定についても均衡を取る必要に迫られた。すなわち、九一年八月一七日以降の国会答弁においては、「日韓協定の規定は外交保護権の放棄に過ぎず、個人の請求権は消滅していない」と認めるようになったのである。また請求権は国内法でも放棄されたことはなく、一番被告の主張は国会の流れをも更に後退させたものである。

3. 一番被告の「解決済み」論の中身

日韓協定は経済援助と並行して締結されたものであり、日本はすでに無償三億・有償二億ドルという膨大な額の援助を行っている。

日韓協定は「財産・権利・利益」と「請求権」の二つについて外交保護権を相互に放棄したものである。措置法により「財産・権利・利益」については国内法的にも消滅した。

「請求権」については外交保護権でしか保護されないものであり、外交保護権と共に救済される余地はなくなり、請求権も消滅した。

したがって、韓国の被害者個人が日本で訴訟を起こす権利は否定されないが、それはあくまで「裁判所でその内容を認められることは決してあり得ない」訴権としてである。

4. 「解決済み」論への反論

無償三億ドルは当時の相場で一〇八〇億円相当だが、これは日本人への戦後補償に費やされた四二兆円と比べるとわずか〇・二五%に過ぎないのであって、「膨大な額」とはいえない。さらに被害者の補償に使用された金額は、その一〇八〇億円の五・四%にあたる五八億円でしかなかった。だいたい、一番被告が「賠償の性格を持たない経済援助」とわざわざ主張しておきながら、「賠償の性格を持たない経済援助によって国家間の賠償問題が解決した」というのは非論理的である。侵略と植民地支配への謝

罪と賠償を怠り、このような曖昧な解決を行おうとしたことが、戦後五五年を経過した今日に戦後補償問題を残す禍根となつたのである。

九三年五月の丹羽答弁によれば、「AがBに殴られ、AがBに『賠償しろ』と言っている間は請求権。裁判所が『なんとかしら』と判決で確定して、初めてその請求権は実体化する」とあり、措置法で消滅させたのはこの実体的な「財産・権利・利益」のみ。一審原告らの損害賠償請求権は判決で確定していないのだから典型的な「請求権」に属し、消滅などしていない。また一審原告は韓国の外交保護権を代わって行使しているのではなく、日本の国内法により国内法の手続きによって請求しているのであつて、外交保護権の放棄と本件は関係ない。一審被告は国際法上の議論と、国内法上の議論を故意に混同させて惑わそうとしている。

一審原告に訴権があるのは当然であつて、「訴権はあるが裁判で認められることあり得ない訴権」などという概念は無意味である。またかつて宮沢首相は「国と国との関連においては解決済みだが、個人との関係については、訴訟の行方を見守っていきたい」と答弁したが、「内容を認められるこ

とは決してあり得ない」訴訟の行方を何故見守る必要があるのか。仮に一審被告と同じ認識だとすれば、宮沢答弁は「被害者の死を待ちたい」と言っているに等しい。これは高齢の被害者にとって余りにも残酷な対応であり、一審判決の指摘通り「一審原告らの苦しみを際限のないものにしていく」といえるではないか。あくまで「訴訟の行方を見守る」は字義通りに取るべきであり、よつて一審被告の主張は首相答弁とも矛盾しているのである。

5. 結論

日韓協定は「請求権」についての外交保護権を放棄したものに過ぎず、「請求権」は措置法によつても消滅していない。日韓協定では、一審原告らの被害に対する補償・賠償の問題は何も「解決済み」とはなっていない。一審被告の今回の主張は、韓国人被害者にさらなる苦痛を与える不当行為である。(以上、反論要旨)

報告集会での詳しい説明によれば、巷にあふれる「解決済み」論は、実は裁判の場で正面切つて展開されるのは初めてであり、一審被告の「新たな法的主張」は全国的にも注目を集めた。山本弁護士の下にも、弁護士仲間から「珍しいものが出たようす

ね」「おもしろいものがあるそうすね」などと問い合わせが寄せられたらしい。原告側も緊張をもつてその「解決済み」論を分析したそうだが、山本弁護士の印象としては「なんだ、だまされたという程度。本気じゃない、その場しのぎだな」というものに過ぎなかつたとか。実際傍聴席でも「めちゃくちゃな論理だな」等あきれる声や失笑が漏れたのだった。

この後、李弁護士が最終意見陳述。一〇人のハルモニの人の素描に始まり、血の通つた憲法の本当の姿をと訴えて終わる、丸八年に亘る訴訟の思いの丈を凝縮した歴史に残る名陳述に惜しみない拍手が送られた。

ここで裁判官トリオが「合議します」と一時退出。結局判決の日程については「追つて指定」ということで結審となつた。

弁護士会館に所を移しての報告集会では、「国側の証拠書類、『日韓条約と国内法の解説』(時の法令 別冊 昭和四一年)はなぜか全文ではなく六三頁尻切れのものだった。不自然に思ったので全文を入手し確認したところ、案の定六四頁にいいこと(つまり国側に都合の悪いこと)が書いてあつたので、こちら側の証拠として提出した」などと啞然とする裏話も飛び出した。今更



河順女エムの納骨堂

ながら嘘の上塗りにあきれかえる。判決日を決めなかったことについて質問が出たが、「どちらになるにせよ判決文をちゃんと書く気があることの表れ」とのこと。「判決前に裁判所に求めることは？」との質問に対して、山崎弁護士は「まさしく法律論以前に、『こういう実体があるのだ』ということを確認して判決を書いてほしい。戦後補償は『終わったこと』ではない。現行憲法がなぜ出来たか。そこには戦争がメインテーマとしてあるのだから。事実を把握し、被害者の救済に努めよ。法創造議論により可能はず。一番で折角一步踏み出したのだから、二歩・三歩と踏み出した判決を書いて欲しい」と訴えた。

判決を前に 原告たちの一言

(二月一日から三日までの韓国訪問で...
まとめ花房恵美子)

柳 T さん (不二越)

一九二六年三月八日生



長い間裁判をし、ずいぶん待ったけれど、いい結果が出ていない。大変残念で悔しい。日本にいる人たちのことを信じて自分たちががんばってききました。支援して下さい。

朴 S O さん (不二越)

一九三二年十二月五日生



自分たちの存在を韓国の人たちが知らないことに腹が立つ。「慰安婦」と間違えられていやだというより、本当の意味で挺身隊はこういうことをしたと理解がされていないことが悔しい。裁判は八割は諦めているが、

二割は希望を持っている。判決を前にして、「絶対勝つ！」と言いたい。

朴 S U さん (不二越)

一九三〇年四月二三日生



日本に行ったときは、日本人だと教育されていたから、日本人のつもりで働いた。空襲で不眠症になり、今までずっとつらい状態です。必ず日本が補償しなければなりません。一番で負けて、二番でもいい結果が出なかつたら、死にきれない。悔しくてたまらない。子供をだましたのに、そのまま放つておいては日本の国はだめですよ。

姜 Y O さん (東京麻糸)

一九三〇年十二月十二日生



国のために仕事をしに行くので、学校に通わせると言ったのにうそだった。苦勞して、

怪我もして、病気にもなつて、大変つらく、悔しくて、腹立たしいことです。

日本で支援する人には感謝するけれど、自分は年も取っていつ死ぬかわからない。十年裁判してきたけれど全然希望が見えない。体が丈夫で、補償をもらったら、仕事をはじめられたかもしれないが、今は全然条件がそろっていないで、絶望的だ。

李Y0さん (東京麻糸)

一九三二年四月二日生



国民学校で担任の先生から勉強もできるし給料もたくさんもらえるといわれて、日本に行ったのに、担任の先生の言ったことは全部違っていて、だまされた。このままでは日本に行って死にます。十年もかかって全然答えてくれない。悔しくて、死にきれない。

小さいときに日本の国のために働いたのに、一銭もくれなくて、悔しい。日本に行かなかつたらできたであろう仕事もできなくて腹も立つし、やるせない。

裁判のために力を尽くしている人には感謝

しているけれど、生きていうちに早くして欲しい。

鄭水蓮さん (東京麻糸)

一九三二年一月九日生



子宮ガンの手術をしたけれど、膀胱に転移して、今は人工肛門をつけている。歩けなくなつて十三年間、家の中だけにいます。ひとつふたつ悪いなら何も言わないけれど、腰も痛く、骨も痛く、あちこちみな悪くてはいけないし、つらいことです。何もできないのに、長い間ご苦労かけて、支援してくださり、心から感謝しています。

梁錦徳さん (三菱名古屋)

一九二九年一月三〇日生



必ず勝つ！
(再会を喜び合い、別れの挨拶をしただけでゆっくり話せなかつたので、ニュース三四号の最終意見陳述をご覧下さい)

李順徳さん (上海で「慰安婦」)

一九一八年一〇月二〇日生



早くして欲しい。
こんなに体が悪いのに、早くしてお金をやればいいのに・頭が熱くて、体中痛くて、体があちこちわがまましているよ。
おじいさんも腰が悪くて寝ているし、元気を出そうと思つてもできない。
入院していい治療を受けたいけどお金がない。早くしてください。

朴頭理さん (台湾で「慰安婦」)

陰曆一九二四年九月二日生



早く！早く！
死ぬ前に解決しろ！
日本人がきてもいやだ。お世話になつている人たちが来るのはいいけれど、民間の人たちに罪はないが、何か話してくれと言われても絶対に話さない。
早く解決しろ！

韓国訪問記(二月一〇日〜一三日)

三輪淳一・尾関直子

花房俊雄さん・花房恵美子さん・松岡澄子さん・石井美登里さん・尾関直子・三輪淳一の六人で、韓国へ行ってきました。控訴審の判決に向けて、原告たちに会い、裁判の状況を説明するため、また、原告たちの生活や体調などの様子を知るためです。

釜山の空港に着いたら、姜Y〇さん・柳Tさん・通訳の姜蓮淑さんが、迎えに来られていた。彼女たちに加え、「レッドハント」という映画の監督と、「原告のために何かしたい」という若い女性たちが三人来ていた。さらに、テレビカメラもなぜか来ていた。だから、カメラに映されたくない姜Y〇さんは、出迎えの人達の後ろの方で待っていた。私たちもテレビカメラのいきなりの出迎えにひるんでしまった。柳Tさんは、元氣そうに見えるが、姜Y〇さんは、体調が悪いそうだ。

まず、空港から、鄭水蓮さんのアパートに、先述の監督と姜蓮淑さんの車二台に別れて乗って移動した。(この監督は、私たちの釜山での移動で、ずっと車を出して下さった。) 天気は晴れていて、あまり寒くない。

鄭水蓮さんのアパートでも、カメラの人は、嫌がって顔を伏せたり布で覆ったりする原告に、容赦なくカメラを向けるので、石井さんに怒られる。

鄭水蓮さんに、花房さんが、裁判の状況を説明し、引き続き裁判を弁護士に委任するための書類を出した。そうして、鄭水蓮さんからのメッセージをビデオに収録する。アパートの外に出ると、夕方になっていて、少し寒い。再び車二台に乗って移動し、夕食を食べに食堂に行く。食堂では、李Y〇さんと朴SUさんが待っていた。李Y〇さんは、元氣そうだ。しかし、朴SUさんは体調が悪く、やせている。彼女は、座っているのもしんどいらしく、ほとんど横になっただけで、ろくに飯も食べない。ここでも十人ほど、何かしたいという若い人達が来ており、マスコミの人もまた何人か来ていた。姜蓮淑さんが、若い人たちに、「原告たちのために自分のできることをやってくれ」というようなことをいったら、そのうちの一人がマスコミに今日の会合を連絡したらしい。そして、このことは、姜蓮淑さんも空港に来るまで知らなかったという。松岡さんと花房さんが関釜裁判の説明をしたけども、若い人達との交流はあまりでなかった。残念だ。「荷物を持ってくるか

ら、あなた来なさい。」と柳Tさんに言われ、三輪は彼女の家まで連れて行かれた。食事を終えて外に出ると、かなり寒くなっている。風はないけども、空気が半端でなく冷たい。じつとしてみると、歯がカチカチなる。姜Y〇さんのアパートに今日は泊めていただく。

3LDKに姜Y〇さんは一人で住んでいる。柳Tさんと朴SUさんは一緒に泊まったけども、李Y〇さんは途中で帰った。夜一時過ぎまで、朴SUさんと一部の支援者たちは「懐メロ」を歌って過ごしたという。途中で寝てしまった私は、「ビデオにとつときやよかった」とモーレッツに後悔した。途中で帰った李Y〇さんは、「私も泊まって歌えばよかった」と次の朝後悔されていた。

朝、姜Y〇さんが、「あまりないけど」といいながら、柳Tさんと、食卓におかず六、七品をずらつたららる。てんこもりのご飯を二杯いただいた。(後から知ったが、先述のTさんが三輪に運ばせた荷物は、次の日の朝食の材料とおみやげだった。「二人では朝食を作りきれない。」と、姜Y〇さんから柳Tさんに電話があったらしい。) 食後、出発の準備をしていると、秋月さんが到着した。今日の午前中通訳をして

くれる。

出発は朝の一〇時だ。李Y〇さんも来られた。そして、昨年五月に亡くなった原告の河順女さんの墓参りに行った。河順女さんの甥御さんの金丁さんが、車で迎えに来て下さった。車で約三〇分くらい。丘の上の葬儀場に河順女さんの遺骨が入っている納骨堂がある。一人一人合掌して河順女さんにあいさつをした。(去年、河順女さんの訃報を支援する会の人たちが受けたのは、彼女が亡くなってからしばらく経ってからで、みんな呆然とした。そうして、お墓参りする機会を今回ようやく得た。)

そこから車で二十分ほどの、曲線の多い山道の途中にある茶店に、例の監督の案内で行った。車を降りると陽差しがまぶしい。林の空気がひんやりしているが寒くない。鳥の鳴き声が聞こえる。こじんまりとした山小屋みたいなお店で、暖かみのある白い陶器をたくさん置いてある。出されたお茶がすごくうまい。その一室で、金丁さんから、順女さんの最期を聴いた。亡くなる直前は、いろんな病気を併発されていたという。そうして、「順女さんの妹さん(妹さんは全羅道に行かれて留守だった)に裁判継続の意志があるなら」と、手続きに必要な書類をこちらから彼に渡した。

そして、ここで、柳Tさん・姜Y〇さん・朴SUさん・李Y〇さんから支援する会のメンバーへのメッセージをもらう。この後、お昼過ぎに李貴粉さんのアパートへ向かう。金丁さんは、このアパートまで送って下さった。

李貴粉さんにお会いするのは初めてだ。初対面ということもあるが、暖かくてスケールの大きい人柄に圧倒された。ここで、ソウルに行くグループと、光州に行くグループと分かれる。ソウルに行く花房俊雄さんと尾関・三輪の乗る飛行機は午後四時五〇分出発なので、三時半くらいにアパートから空港へ発った。空港へのタクシーに乗る直前に、「ちよつと待ってー」と蓮淑さんに呼び止められ、いろんなおみやげをいただく。昨日は柳Tさんから韓国のおみやげたくさんいただくし、日本からのおみやげと入れ違いにもっと大きい韓国からのおみやげが増えていく。(三輪など、昨夜は、柳さんのご家族から、ダウンジャケットをいただいたり来ていた。)

金浦(キンポ)空港に到着して窓を見ると、陽が暮れかけている。朴SOさんが迎えに来てくれていた。元気そうであれしい。日本で見るときはいつも青白いダウンジャケットだが、今日は薄い緑の地に花柄のダ

ウンジャケットを着ている。「きれいですねえ。」と素直にほめたら、「そんなこと言わなくていい。」と盛んに照れている。ふと見ると、彼女の横に一抱え程の段ボールが置いてある。おみやげにもって来て下さった韓国のりだということだ。

地下鉄で仁寺洞(インサドン)へ行くと、改札口で二人が出迎えて下さった。姜濟淑(カン ジェスク)さんと、福山の支援する会で留学中の岡村道子さんだ。姜濟淑さんが予約して下さった簡易旅館には、駅から歩いて二三分で到着した。所々に雪が固まって残っている。荷物を下ろして、居酒屋へいって、飲んだり食べたりしてしばらくすると、朴博子(パク パクジャ)さんもかけつけて下さって、「日韓の学生運動」の話やら、「精進料理の話」やら、「心霊現象の話」で盛り上がる。食事が終わって、また近くの姜濟淑さんの属する「平和市民連帯」の事務所まで、コーヒーをいただいた。旅館に戻って、朴SOさんの戦後の生活の話聞く。去年の夏の本人尋問では語られなかった彼女の戦後・現在の詳しい話だ。二時間くらいだったと思う。寝たのは夜中の二時くらいだった。

翌日は、昨夜お茶を「ちそう」になった「平和市民連帯」の事務所へ行った。花房さん

は、お昼まで、ハンギョレ新聞のインタビュウを受ける。

その後、ナムムの家に行くため、午後二時半くらいに事務所を出発し、姜濟淑さんにバス停まで送っていただいた。バスに乗って約一時間半ほどで、最寄りのバス停で降り、タクシーに乗り換えた。広い河や畑を、氷の覆っているのが見える。ナムムの家に到着したのは六時頃だ。雪が大分解け残っていて、足が滑りやすい。

朴頭理さんの姿が見えない。彼女は、今夜の準備のために、市場に買いだしに出掛けられたという。私たちが泊めていただけのは、敷地内の離れで、とにかくそこに荷物を置いていたら、朴頭理さんが帰って来られた。彼女は、元氣そうに見える。本当に、にこにこして、「おうおう、よく来た、よく来た。」という感じで手を取って迎えて下さった。そして、ボランティアの米倉真由美さん・京都に住んでいる金京子さんにお会いした。

到着したのは食事の時間だった。「たくさん食べる」と勧められるのは、韓国に来てから変わらない。そして、ここでも、朴頭理さんや金順徳さんが、しきりにごはんをすすめて下さる。もう、ゴマ一粒・米一粒食べられないくらい腹一杯だ。そうして、

休む間もほとんどなく、七時半過ぎから、私たちが泊めていただく離れで、飲み会が始まった。朴頭理さんがこのためにわざわざ市場に行ってビールやつまみなど多数多種類買って下さった。朴頭理さんが、「たくさん食べる、たああくさん食べる。」と両手を振りかざす。だから、腹一杯なのに、また食べて飲む。ナムムの家のおばあちゃんたちを交えてわいわいやつてると、八時を過ぎてようやく光州にいった松岡さん・花房恵美子さん・石井さんが到着した。心配性の朴S.Oさんは、「遅いじゃないか」と、松岡さんに泣きついていた。

翌朝、八時の食事の後、チャングをたいて歌ったり踊ったりして、しばらく過ごした。お昼前に出発する予定にして、同じ敷地内にある記念館を見学する。朴頭理さんが起き出して来られた。「韓国の言葉しやべれ、ほれ！」という感じで花房俊雄さんがつかまっている。(去年の夏の本人尋問の前日に、花房俊雄さんは、彼女からハングルのテストをされていた。彼女は、その事をえらく気に入られている様子だ。) お昼前、タクシーが来た。帰る時間になった。しかし、時間が迫って焦るのか、みんな、各自ばらばらにあいさつをし合うから、ばあちゃんたちも米倉さんも、あっち

に顔を向けたりこつちで握手したり。ナムムの家の駐車場は、何だかちよつとした騒ぎになっていた。タクシーからバスに乗り換え、飛行場に行く。

飛行場では、岡村さんが、試験の間をぬって見送りに来てくださった。朴S.Oさんは、ナムムの家から飛行場まで一緒に来てくださった。飛行機に乗る前のお茶では、釜山の放送局の話が中心になった。女子勤労挺身隊についての番組を作る希望があるという。朴S.Oさんは、「日本軍『慰安婦』と女子勤労挺身隊のことが、混同されている。ただ、混同されるよりもまず、女子勤労挺身隊のことが自分でみんなまだ知らない。このことの方が嫌だ。」というようなことをおっしゃっていた。そうして、裁判の横断幕の書き方などの話になる。

朴S.Oさんも岡村さんも、ゲートをくぐる直前まで見送ってくださった。朴S.Oさんが、「私もおみやげにして日本に持って行ってくれ。」と冗談をおっしゃりつつ、「次に会えるのは何カ月先か。」と泣かれています。そして、二人に見送られて、私たちは、午後四時に出発のゲートをくぐった。通訳・食事・移動・宿泊など、忙しい中で時間を割いてくださった方々、本当にありがとうございます。

民主化の発信地・光州をたずねて

石井美登里

二月十一日十九時五十分、釜山からの飛行機は定刻より少し遅れて光州に到着。あたりはすっかり暗くなっていた。空港に降り立った私たち三人（松岡、花房恵美子、石井）を李金珠（イ・クムジュ）さん、梁錦徳（ヤン・クムドク）さん他光州遺族会のメンバーが出迎えてくれた。李金珠さんは、昨年の日韓共同署名の無理がたたってか風邪がまだ抜けかないという。体調がかなり良くなさそうにお見受けしたが、凜としたお姿はいつもと変わらぬ李金珠さんそのものだと思っただ。

光州遺族会（正式には「太平洋戦争犠牲者光州遺族会」）副代表の高光萬（コ・グァンマン）さんの運転する車で李順徳（イ・スンドク）さんの家へ向かう。李順徳さんはずいぶん弱っていて、私たちが到着したときは布団に臥せていた。頭が痛いといい、布を巻いている状態だった。それでも、「遠くから来られたのに寝ているわけには行かない」と言って手を借りて起き上がり、布団の上に座って思いを語ってくれた。痛々しくて、訪れた面々は言葉を失っていた。

「頭のとっぺんが痛いのです。おでこは逆に冷たくて・・食欲はありません。こんなに痛かったら死んでしまいたくなる。入院したくても、お金もないのです」と李順徳さんは言う。夫も体が思うように動かず具合が悪い。「十二月の裁判（女性国際戦犯法廷のこと）の結果に期待している。お金が出たら、自分はいいから世話になったみんなにあげるよ」と言う。話しているうちに、段々と血色が良くなり、表情に張りが出てきたようだった。「早く体を丈夫にして、判決のときは広島に来てくださいね」と言う言葉に嬉しそうに頷いていた。胸の奥にずしんと重いものを抱えたまま、私たちは李順徳さんの家を出た。

今日の宿を提供してくださった李金珠さんのお宅に行く。クリスチャンである李金珠さんの質素ではあるが豊かな心のこもった生活ぶりに、改めて感動を覚えた。同じ部屋に、私たち三人と休んだが、夜半に聞こえる李金珠さんの咳に心を痛めているのは多分私だけではなかっただろう。とても心配です。

二月十二日、心のこもった朝食をいただき、李金珠さんの家と愛犬ポニーに別れを告げる。

昨日と同様、高光萬さんの運転で、今日

は李金珠さんの設定のコースを案内していただくこととなった。「光州学生独立運動記念歴史館」（三・一運動の発端となった運動の資料が展示されている）、「五・一八光州民衆闘争（光州事件）―犠牲者の墓地を訪れ、韓国の民主化闘争の歴史に触れた。特に、五・一八墓地では、光州事件の時に、学生たちに暴力をふるう国家権力に抗議して殺された曹（チョ）さんの息子、およびやはり抗議して頭に傷を負った金恵玉（キム・ヘオク）さんに案内、説明をしていただけたことは大変貴重な体験となった。

私にとつては、以前から行きたいと願っていた光州を訪れることができたことは嬉しいものだったが、李順徳さん、梁錦徳さんの「判決が出れば、日本政府が謝り補償が出る」という期待に込めることができるのか、李金珠さんのリーダーとしての重責を支えることができるのか、重くて辛い日々であつたと感じている。

ただ、そのような苦しい渦中にありながらも精一杯私たちをもてなしてくださった李金珠さんをはじめとする光州の方々の強い精神力に大いに励まされた二日であつた。（追記・その後李金珠さんより電話で連絡があり、風邪はよくなつたとのことです。）

新しい歴史教科書をつくる会の

教師の採択権否定に反撃を！

山下英二

小中学校で使われる教科書は通常、四年に一度文部省の検定を通過したものをから市町村教育委員会が採択しており、二〇〇二年四月から使用される教科書の採択が本年七月に決められようとしています。その時期を迎え「新しい歴史教科書をつくる会」(会長 西尾幹二)の各県支部が中心となつて、全国的に『教科書採択制度の見直しを求めめる請願』運動を積極的に推し進めています。

一月一〇日現在では、全国二七県議会で請願・意見書が採択され、すでに九州沖縄八県では沖縄以外に請願が出され、大分は継続審議となり、それ以外は採択がされてしまいました。なかでも熊本県議会で、教職員組合が見直しに反対し「教科書の採択には教職員や保護者から意見集約をする」と求めた請願も同時に採択されています。福岡県議会にも請願締め切り間際に「つくる会」から提出され、関釜裁判を支

援する会として反対する請願活動を起こしたものの、一月二〇日にあつと言う間に多数決によって採択がされてしまいました。山形・福島・茨城・千葉・滋賀・鳥取・鹿児島島の各県では、県内の全市町村に「つくる会」の請願が提出されています。このようない「つくる会」の全国運動に併せて、福岡市議会にも昨年九月議会で請願が提出されましたが、二月議会で審議扱いとなつていません(二月五日継続審査となりました。詳細は後述)。その請願理由として「福岡県の八採択区の現状は特定の出版社の独占状態が見受けられ、教育委員会の判断が正しく反映されているか疑念を覚える。最近の教科書の一部に反目的、自虐的な記述が増えたことは残念だ。社会、歴史教科書の採択にあたっては市民の意見を集約できる方法と、記述内容が学習指導要領の目標に沿ったものであるように要望する」と述べています。

日本の歴史教科書の内容は、九〇年代になつてやつと植民地支配の実態や、侵略戦争の事実である「従軍慰安婦」・南京大虐殺・七三一部隊・強制連行や東南アジアにおける住民虐殺など加害、戦争犯罪、沖縄戦の事実が教科書に記載されるようになってきました。しかし、侵略戦争の事実には正面から向かい合おうとしない勢力は「自虐的・反目的」としてとらえ、教科書からの記述削除を求め運動を「つくる会」の全国ネットを張り巡らせながら緻密に、しかも計画的にやり抜いてきています。その結果、今回のような「教科書採択制度の見直し」請願運動や、最近ではすでにマスコミ報道によって伝えられているように、検定中の中学校歴史教科書について近現代史の内容が、大きく後退させられてきている事実が明らかになっています。例えば「従軍慰安婦」の記述が七社から三社に減っており、「慰安婦」という用語を使っているのは一社のみで、他の二社は「慰安設備」という記述に書き換えられています。「つくる会」による執拗な教科書記述削除の運動に一定の成果を収めた彼らは、教育委員会の力をもっと強化させ、教科書の採択にかかわっている教師をその場から排除させることを目標におき、さらに侵略戦争を否定する自前の教科書を採択させようという狙いを定めています。そのことは「つくる会」の教科書が検定の第一段階をクリアしたと伝えられているところに見ること

ができます。このように「つくる会」の採
択制度に対する攻撃や、新しい教科書の導
入を視野に入れた攻撃に見られるように、
用意周到に計画され、彼ら流の草の根運動
として確実に実行されつつあります。

このような動きに対して、琉球大教授高
嶋伸欣氏は「つくる会」、扶桑社、産経新
聞社が他社発行の教科書を誹謗中傷する文
書などを執筆、発行、頒布したのは独禁法
違反にあたるとして公正取引委員会に申告
をしました。「つくる会」の攻勢的な教科書
攻撃に対して、すでに反撃が開始されてい
ます。

「戦争と暴力と破壊の二〇世紀」から、
「平和を創造する二一世紀」を目指し、ア
ジアの人々との心からの信頼を築き上げる
ためにも、歴史の事実をねじ曲げようと
している狭小なナショナリズムと、対抗して
いく粘り強いたたかいが、いま私たちに求
められています。

(二月五日福岡市議会の第一委員会
で新しい歴史教育をつくる会福岡県支部から出されていた
請願が継続審査になりました。事前に教科書問題
を考える会の人たちが第一委員会の委員全員の自
宅を訪問し、採択しないようにとの要請行動や、

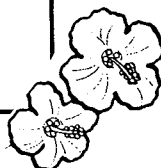
街頭署名運動等奮闘されました。当日は歴教協の
西嶋さん当会の松岡さんが反対の趣旨説明をし、
星野議員が大活躍され、挙手採択すれば八対四で
採択されたかもしれないなかつたのですが、社民党の
委員長が党派毎の取り扱いを聞いて継続審査を提
案、自民党が賛成して継続となりました。

「あやまれそしてつくなえPART6—最終準備書面」

弁護士たちが最終準備書面のつもりで精製(削)けて書いた
準備書面を国側の準備書面とともにシフレットにしました。
判決に向けて弁護士たちの思いを共有したかったからです。
1冊500円です。

一審被告側の「日韓協定で解決済み論」に対する反論は
関谷裁判のHPに載せています。

<http://www1.newweb.ne.jp/wb/kampu/>



「女性国際戦犯法廷」に参加して

松岡澄子

◆ 昭和天皇有罪

「戦時中の強姦や『慰安婦』制度は『人道
に対する罪』であり、究極の意志決定の権
限者である昭和天皇は知る立場にあり、や
めさせる手段を講じるべきだった」と、ガ
ブリエル・マクドナルド裁判官(旧ユーゴ
国際戦犯法廷前所長)から有罪判決が告げ
られた時、会場を埋め尽くした千百人は総
立ちになり、歓迎の拍手は鳴りやまなかつ
た。戦争と暴力の世紀だった二十世紀も終
わろうとしていた十二月十二日、加害国の
東京で開かれた「女性国際戦犯法廷」の最
終日のできごとだった。

「慰安婦」制度という日本軍性奴隷制が
女性に対する戦争犯罪であつた真相を明ら
かにして被害女性たちの尊厳を回復し、日
本政府に戦争責任・戦後責任をとらせる手
がかりとし、性奴隷制や強姦などの戦時・
性暴力が今後、世界各地で繰り返されない
よう、女性の人権が尊重される平和な新世

紀を創るうー八日からはじまった法廷の目的である。日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷を日本のNGO、「戦争と女性への暴力・日本ネットワーク」(YAWW-NET Japan) 松井やより代表)の呼びかけで、国際実行委員会が開催した。

韓国などアジアの八つの国・地域の被害者六十四人を含めて国内外から参加した約二千人が戦時性暴力の不処罰の循環を断ち切るために責任者の刑事責任を追求する法廷を見つめた。法廷は被害国の検事団が起訴状を朗読、被害者が証言し、ビデオ証言も採用された。朝鮮民主主義共和国(北朝鮮)の被害者は「一九四二年 十二歳の時、日本の巡查に良い仕事があると誘われ、軍隊の中の慰安所に連行された。軍人が無理矢理服を脱がし性行為をしようとしたが、できないので陰部をナイフで切られて気絶した。「お前は朝鮮人だが、天皇のためにできなければ肝臓を食べてやる」と言われて、ナイフでお腹と胸の下を切られた、と証言した。軍人の性欲の餌食にされた被害者に「人権」という文字すら存在しえなかった。残酷な体験は今もなおPTSD(心的外傷後ストレス障害)として彼女たちを苦しめて

いる。

◆ 踏みじられた正義と尊厳の回復

「責任者有罪」の判決後、被害者は半世紀の恥の呪縛、恨(ハン)の棘から解放されたかのように晴れやかであった。パトリシア・セラーズ主席検事(旧ユーゴ国際戦犯法廷法律顧問)が感動的な最終論告を行ったあと、チマチヨゴリのハルモニが壇上に入り、床にひれ伏して何度もお辞儀をした。この場面でも、判決を聞いたときにも私は被害者たちの正義と尊厳は回復されたのだと実感した。

兵隊の性欲にあてがわれた、まるで軍需物資のように性奴隷にされた被害者たちは、身体の傷と心の傷をひきずって自分を責め、長い間沈黙を強いられてきたが、やっと踏みじられた人権が回復されたのだと思う。それ程に女性国際戦犯法廷は偉大でその判決には意味がある。

女性国際戦犯法廷は民衆法廷である。ベトナム戦争中に米国の戦争犯罪を裁いたラッセル法廷にならったもので法的強制力は持ち得ない。しかし東京裁判で欠落したジュンダー正義に基づく道徳的権威を持つ。また国際法と人権の世界的な専門家が法廷

を担う裁判官、検事、法律顧問を受諾してくれたことはこの法廷が国際的に認知されている証と言える。

◆ 責任者処罰と日本政府への勧告

裁判長は判決で責任者処罰と共に日本政府に対して「被害者への法的責任を認め謝罪、賠償すべきだ」と勧告した。国連も勧告し、被害者も支援者も期待してやまない謝罪と賠償を日本政府は頑なに拒絶している。日本から世界へ目を転じると、旧ユーゴやルワンダの戦犯法廷で戦時下の性暴力が「人道に対する罪」と認められる国際人道法に新しい潮流が生まれている。ドイツは自らの手でナチスの戦犯を裁き、「記憶・責任・未来」基金を創設し、外国人の強制労働者にも補償を始める。日本は歴史の事実を盲目で戦争責任に目を背けてきた。国際人権感覚において孤立している。

「平和のために責任者処罰を」と最後の絵を描いて逝った姜徳景(カン・ドッキョン)ハルモニの遺志を継承した「女性国際戦犯法廷」から大きな感動を得た参加者は、そこに咲いた花に実を結ばせる課題を共に二十一世紀に受け継ぎたい。

会計報告

2000. 2. 29~2001. 1. 31

収入の部		支出の部	
前期繰越	583,399	原告旅費・滞在費	821,000
会費カンパ (203件) *1 *2	2,086,869	原告医療費援助	251,000
		弁護団カンパ	250,000
医療費カンパ	103,921	広報	786,045
		ニュース、パンフレット 印刷、郵送費等	
雑収入 講演料 PTSD講演会 パンフレット等	123,500	事務費	124,714
		国際電話、消耗品 コピー代等	
		運動費	31,210
合計	2,897,689	他団体へのカンパ等	
		Fネット・FAX使用料	74,643
		合計	2,338,612
		次期繰越	559,077

*1 広島・福山・県北の件数 76件

*2 カンパをいただいた団体名
広島高教組、カトリック東京正平協、黒田ジャーナル、田川教会他

<会計担当よりお礼>

昨年は二度のカンパ要請に応えてくださりありがとうございました。
お陰様で証人尋問・本人尋問というハイライトを乗り切り、今判決を迎えようとしています。裁判が広島に移り、広島・福山・県北と支援の輪が広がり、原告のハルモ二たちも福岡のわたしたちも心強い思いでした。
八年という月日はハルモ二たちにとってどんなに長かったことでしょう。弁護団もほんとうによくがんばってくださいました。広島高裁の判決には、是非ハルモ二たち全員にそろって法廷に座っていただきたいと願っています。今まで支援下さいまして感謝に耐えられません。裁判は判決がどのような結果になろうとまだ続きますし、支援活動は継続します。今後ともよろしく願います。

判決に原告全員をお呼びするために今年度の会費をよろしく願います。

(薬師寺由起子)

支援する会とその関係者の間
では、昨年 20世紀 かけひめ
結婚が流行した。(笑)

3月大(マナ)が7歳で
このたび編集長のワタクシ、
結婚しました。結婚、仲人
挙式ナニの地味婚。会社
でも旧姓を使っている
ので、生活も特に変わりほ
せん。ご祝儀はいつでも受け
付けます(笑)。

下関判決を生かす会

(日本軍性暴力被害者裁判支援連絡会)

- ◆ 「慰安婦」被害者を当事者とする裁判 日程 ◆
- 中国・山西省性暴力被害者裁判 第9回口頭弁論 (本人尋問)
2001年2月21日(水) 13:30~16:00 東京地裁 103号法廷
注意!! 傍聴券配布は 13:00 東京地裁前に集合
*報告・証言集会 18:30~21:00 カンダパンセ 201号室
- 中国人元「慰安婦」裁判第一次訴訟 判決
2001年2月27日(火) 13:10~ 東京地裁 712号法廷
*報告集会 18:30~ シニア・ワーク講堂
- 台湾人元「慰安婦」損害賠償請求訴訟 第7回口頭弁論
2001年3月6日(火) 10:00~ 東京地裁 627号法廷
- オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟 結審
2001年3月6日(火) 11:00~ 東京高裁 812号法廷
- 中国人元「慰安婦」裁判第二次訴訟 第20回口頭弁論
2001年4月20日(金) 13:20~ 東京地裁 709号法廷

★控訴審判決日は、決まり次第お知らせいたします★

関釜裁判を支える広島連絡会から「ナヌムの家」連続上映会のお知らせです。

次の日程で、「ナヌムの家」PART1～3の連続上映会を開催します。

まだ見ておられない方、またもう見られた方も再度、お誘い合わせの上、多数ご参加ください。なお、支える会では、チケットの販売、チラシの配布等に協力していただける方を求めています。ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

日 時：3月11日(日) 12時15分開場 場 所：広島市平和記念資料館メモリアルホール
 ①「ナヌムの家Ⅰ」上映(12時45分より) ②「ナヌムの家Ⅱ」上映(14時45分より)
 ③「息づかい」上映(16時15分より)

前売券：一般 1,500円 中高生 1,000円 当日券：一般 2,000円 中高生 1,000円

関釜裁判を支援する会・活動日誌(33)

2000年

- 12月11日 福岡市議会に「新しい歴史教科書をつくる会 福岡支部」が提出した「教科書採択制度の改善を求め請願書」を採択しないよう求める請願書を提出。福岡県議会にも同種の請願書を予備的に提出
- 8～12日 「女性戦犯国際法廷」に松岡、山下、石井、縄崎、花房(恵)が参加
- 18日 第9回口頭弁論、結審となる。
関釜裁判を支える福山連絡会議結成2周年で花房「原告と出あつて」で話す。
- 20日 福岡県議会で新しい歴史教科書をつくる会の請願書が採択される
- 22日 福岡平和・人権・環境フォーラムが判決に向けてと、「戦時性的強制被害者解決促進法案」の署名に協力する文書を作成。
- 25日 福岡市内の自治労県本部、福教組ら10の組合に署名の依頼
- 29日 第94回定例会。その後、支援する会の忘年会

2001年

- 1月13日 松岡さん、シンポジウム「女性国際戦犯法廷報告」(アニー出版主催 於東京)で関釜裁判について報告
- 16日 第95回定例会
- 2月5日 福岡市議会第一委員会で「新しい歴史教科書をつくる会」の請願書継続審議になる(松岡、支援する会の請願書の趣旨説明)
- 6日 原告側最終準備書面の学習会
- 10～13日 韓国訪問(松岡、石井、三輪、尾関、花房恵、俊雄)
- 18日 ニュース35号編集作業
- 20日 シンポジウム「歴史教科書改ざん問題をどう考えるか」に花房俊パネリストとして参加
- 2月25日 ニュース35号発送作業

関釜裁判を支える広島連絡会
土井桂子

関釜裁判を支える福山連絡会
市民運動交流センターふくやま

関釜裁判を支援する県北連絡会
福政康夫

関釜裁判ニュース 35号

2001年2月25日発行
編集作業人 井上由美
尾関直子
花房恵美子

発行

戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp
ホームページ

http://www1.newweb.ne.jp/wb/kanpu

会費 3,000円

郵便振替 01740-00-47678

口座名 関釜裁判を支援する会